

## PCBによる汚染防止対策について

〔昭和47年8月24日〕  
〔47畜B第2452号〕

畜産局長

PCB（ポリ塩化ビフェニール）による環境汚染防止対策の重要性にかんがみ、かねてから食品衛生調査会において、PCBの食品等に関する暫定的規制値につき検討中のところ、昭和47年8月14日に同調査会から厚生大臣に答申がなされ、本日付けをもって厚生省から別添1のとおり答申どおり暫定的規制値を設定する旨の通達がなされた。

また、これに伴い、関係各省庁局長で構成されているPCB汚染対策推進会議において、PCBの食品等に関する暫定的規制値の設定に伴う当面緊急を要する対策が別添2のとおり定められた。

畜産物については、科学技術庁による現在までの調査結果（別添3）等からみれば、PCBの含有量はいずれもこの暫定的規制値をはるかに下まわるものであり、わが国の畜産物は、現在のところ問題はないと考えられる。

しかしながら、家畜、家きんおよび畜産物のPCBによる汚染の防止を一層徹底させ、PCBが飼料を通じて畜産物に移行することを未然に防止する観点から飼料に関するPCBの許容基準を定めるものとし、今般、飼料の使用実態、PCBの化学的特性、外国における規制例等を考慮して、飼料に関するPCBの許容基準を暫定的に記の1のとおり定めるとともに、これに伴う留意事項を記の2のとおりとしたので、ご了承のうえ、関係者に対して適切な指導を行なわれたい。

なお、これに伴い、国の肥飼料検査所においては、都道府県の飼料検査機関と連携を保ちつつ、適宜PCBに関する飼料の検査を行なうこととするので、よろしくご協力をお願いする。

おって、都道府県衛生担当部局の行なう畜産物に関する調査は、農林担当部局と緊密な連絡をとりつつ行なうこととなっているので留意されたく、また、暫定的規制値をこえる畜産物あるいは暫定的許容基準をこえる飼料が発見された場合には、至急当方へ連絡されたい。

## 記

### 1 飼料に関するP C Bの暫定的許容基準

魚粉（荒かすを含む。）その他の動物質飼料	5 ppm
配合飼料	0.5ppm

### 2 留意事項

飼料製造業者は、その取り扱う飼料が暫定的許容基準をこえている場合は、当該飼料の販売をとりやめ、すでに販売しているものにあつては、回収処分するものとする。

〔別添〕省略